

学校感染症による出席停止について

医師により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。ご家庭においては、医師と相談の上、適切な処置をとられますようにお願いします。また、学校感染症と診断されましたら、速やかに学校へ連絡をしてください。

なお、登校の際は『学校感染症療養状況報告書』を保護者で記入し、担任まで提出してください。医療機関による文書の証明は必要ありません。(ただし療養の期間、登校時期は医師の指示に従ってください。)

『学校感染症療養状況報告書』は、学校でお受け取りになるか学校のホームページからもダウンロードできます。

学校感染症の種類と出席停止期間の基準<学校保健安全法施行規則第19条より>

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ *上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)および新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで
第三種 感染症	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 *条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 全身症状が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

*通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例：アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)